

施設内での無人航空機使用に関わる誓約書

銚子市長 越川 信一 様

私は、貴施設内にて無人航空機を使用するに当たり、下記の事項を遵守いたします。

記

【操縦者及び機体等】

1. 航空法及び電波法、民法、河川法、道路交通法、国土交通省の定めるガイドライン等関係法令に関する知識を有し、遵守します。
2. 飛行の禁止区域、飛行の方法などの飛行ルール、気象に関する知識を有し、遵守します。
3. 無人航空機の燃料又はバッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認を確実に行之、保守点検及び整備を十分に行った無人航空機を利用します。
4. 総重量 100g 以上の機体は機体登録を行い、機体に機体番号を添付します。
5. 国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体から技能証明を受けた者、もしくは国土交通省航空局による「無人航空機の飛行にかかる許可・承諾書」を有する者が、操縦します。
6. 5に該当しない者は、国土交通省航空局の定める無人航空機の操縦者に対する技能認証等を実施する団体において行う、講習及び技能認証に係る運営を適正に管理できると認められる者を配置した場合に限り、操縦するものとします。
7. GPS等の機能を利用せず、安定した離陸、飛行、着陸を行い、不具合が発生した際は、安全に着陸させるよう操作します。

【安全対策】

1. 航空法上の国土交通大臣の許可等が必要な飛行を行う場合は、許可・承認証及び国土交通大臣に提出した申請書類の写しを提出するとともに、飛行当日は、許可・承認証を携行し、十分な安全対策を講じた上で飛行します。
2. 第三者の立ち入りの有無、周囲の安全確認、風速風向等の気象確認を行い、人や物への衝突を回避する等細心の注意を払い飛行します。
3. 敷地内上空での飛行に限定し、常に操縦者の視認できる範囲で行います。
4. 行事等で飛行させる際は、事前に施設利用者全員（行事等の参加者）から飛行に関する承諾を得ます。
5. 頭上飛行は、墜落、衝突を回避するため行いません。

【飛行条件（屋内）】

1. 総重量 100g 以上の無人航空機の飛行台数については、同時に 2 機までとします。
2. 墜落や衝突などにより施設に損傷が生じないように、必要に応じて保護用シート等を設置します。
3. 天井より 3 m 以下の高度及び壁面や突起物から 4 m 以上の距離を保って飛行させます。
4. 総重量 100g 以上の無人航空機の飛行速度は 2.8m/s 未満とします。

【飛行条件（屋外）】

1. 日中（日出から日没まで）での飛行に限定します。
2. 敷地内上空での飛行に限定し、敷地内構造物からは 4 m 以上の距離を保って飛行させます。
3. 敷地内に第三者がいる場合は飛行を中止、もしくは 30m 以上の距離を保って飛行させます。
4. 無人航空機の飛行高度は 150m 以下とし、飛行速度は 13.8m/s 未満とします。

【賠償責任保険（損害保険）等】

1. 無人航空機の飛行・落下等による事故に対応するため、人や施設・物に対する賠償責任保険への加入をします。
2. 無人飛行機の飛行に起因した事故及び施設利用中に事故が発生した場合、施設利用者（団体にあつては主たる代表者）が賠償責任を負うものとし、誠実に対応します。
3. 無人航空機の飛行に起因した、プライバシーの侵害等の対応について一切の責任を負い、誠実に対応します。

【事故対応】

1. 事故後は人命救助を最優先とし、速やかに対応します。また、施設管理者へ報告します。
2. 国土交通省等への報告義務案件が発生した場合は、速やかに報告します。
3. 施設や物（備品類）の損壊については、指定する期日までに原状に回復します。

令和 年 月 日

団体名 _____

氏名(代表者名) _____

住 所 _____

連絡先 _____